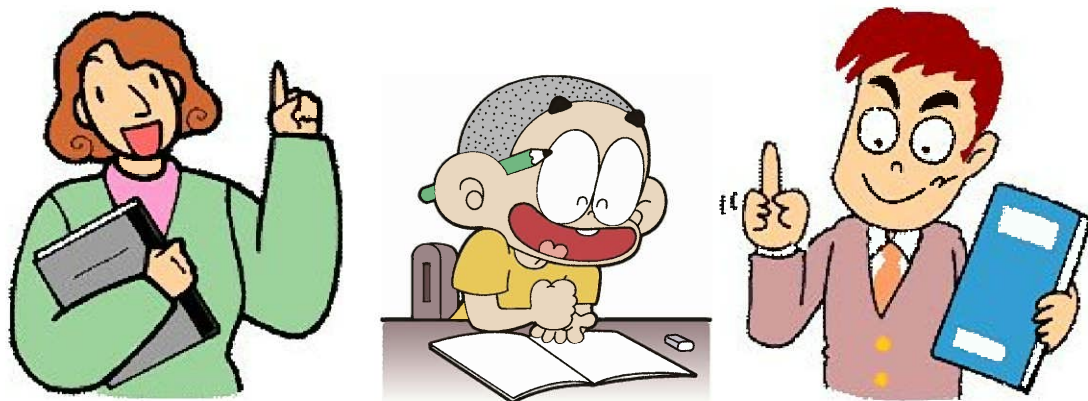


学校における働き方改革推進プラン

～教職員が授業を中心とした

質の高い教育活動に専念できるために～



令和2年3月

都城市教育委員会

目 次

学校における働き方改革推進プラン全体構想図	1
第1章 現状と課題	2
1 はじめに	
2 働き方改革に関する国及び県の動向	
3 これまでの取組状況	
4 学校における働き方の現状と課題	
第2章 基本的な考え方	9
1 学校における働き方改革の目的	
2 基本方針	
3 プランの位置付け	
4 プランの達成目標	
5 プランの計画期間	
第3章 学校における働き方改革推進のための具体的な取組	12
<県内一斉の取組>	12
1 リフレッシュデイ（定時退校日）の設定	
2 リフレッシュウィーク・学校閉庁日の設定	
3 部活動の活動時間及び休養日の設定	
4 教頭の長時間業務解消への取組	
5 家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組	
<市教育委員会の取組>	14
1 コミュニティ・スクールの推進	
2 支援等のスタッフの配置	
3 統合型校務支援システム等のICTの活用	
4 事務職員の学校経営への参画	
5 市教育委員会の行事等の精選	
6 提出書類等の削減・統合等	
7 勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築	
8 教職員全体に対する意識改革	

＜学校の工夫による独自の取組＞	21
1 管理職の取組の推進	
2 学校全体の取組の推進	
3 教職員一人一人の取組の推進	

第4章 プラン推進にあたって	24
1 プラン推進の役割	
2 進行管理について	

【参考①】「都城市部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）	26
----------------------------------	----

都城市 学校における働き方改革推進プラン全体構想図

目的

学校における教育の質の向上と児童生徒への教育の更なる充実

教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境の実現

教職員一人一人が自分の働き方を見直すとともに、ライフ・ワーク・バランスのとれた生活を実現し、健康で誇りとやりがいをもって能力を発揮できる環境を整備

県内一斉の取組

- 5 家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組
- 4 教頭の長時間業務解消への取組
- 3 部活動の活動時間及び休養日の設定
- 2 リフレクシブシューウィーク・学校閉庁日の設定
- 1 リフレクシブシューデイ(定時退校日)の設定

市教育委員会の取組

- 8 教職員全体に対する意識改革
- 7 勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築
- 6 提出書類等の削減・統合等
- 5 市教育委員会の行事等の精選
- 4 事務職員の学校経営への参画
- 3 統合型校務支援システム等のICTの活用
- 2 支援員等のスタッフの配置
- 1 コミュニティ・スクールの推進

学校の工夫による独自の取組

1～3を具体的に

- 3 管理職の取組の推進
- 2 学校全体の取組の推進
- 1 教職員一人一人の取組の推進

各学校が追記

達成目標

教職員の
月当たりの時間外業務時間45時間未満
年間合計時間外業務時間360時間未満

当面の達成目標

教職員の月当たりの時間外業務時間
80時間以上ゼロ

対策

- ① コミュニティ・スクールを推進し、家庭・地域と連携した学校の役割の明確化
- ② 教職員の事務作業負担軽減
- ③ 教職員の勤務時間を意識した業務管理
- ④ 中学校における部活動の在り方の見直し

課題

- ① 学校・家庭・地域それぞれの役割が明確にされておらず、十分な理解が得られていない
- ② 教職員が事務作業に追われ児童生徒と接する時間が十分にとれない
- ③ 教職員のライフ・ワーク・バランスを含めた時間管理や健康管理に課題がある
- ④ 中学校においては、時間外業務時間の多くを部活動に費やしている

多くの教職員が長時間業務に従事している(特に教頭)

第1章 現状と課題

1 はじめに

近年、生徒指導上の諸問題や特別な配慮を要する児童生徒の増加、更に日本語指導を必要とする児童生徒の増加など、学校における課題が複雑化・多様化しており、保護者や、学校、教職員に対する期待は、これまでも増して大きくなってきています。また、学校においては、児童生徒の命を守る高度な安全義務なども課せられており、児童生徒を教育すること以外にも教職員に求められることは多岐にわたっています。

また、各学校においては、新学習指導要領の実施〔小学校：令和2年度全面実施、中学校：令和3年度全面実施〕を控え、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、小学校高学年の外国語科・中学年の外国語活動の新設、小・中学校における道徳の特別の教科化、小学校におけるプログラミング教育の必修化など、新たな内容の実施に向けて準備を進めているところです。

そのような中、宮崎県内の学校においては、「学校が多くの業務を抱え込みすぎるとともに、それらの業務を担う教職員も不足しているため、本来重視されるべき授業の充実や児童生徒と向き合う時間の確保が不十分である。」、「本来家庭や地域が担うべき内容を含め、学校が抱えている業務に対して、家庭や地域の理解が十分に得られていない。」などの状況が見られ、本市においても同じような状況となっています。

このままでは、教職員は更に複雑化・多様化する日々の業務に追われ、教職員自身が疲弊してしまい、生活と仕事の両立・調和、いわゆる「ライフ・ワーク・バランス」が崩れることが懸念されます。

その結果、教職員が新学習指導要領の趣旨を踏まえた本来の教育活動に専念できないため、児童生徒に必要とされる力を十分身に付けさせることが困難になり、学校の教育力が低下し、地域や保護者の信頼を失う状況に陥ることも考えられます。

更には教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になることが危惧され、将来的には本県及び本市の教育力が低下することにもつながりかねません。

教職員が職務やキャリア形成の過程で得られる職場での成長実感と生活体験の中から得られる多様な知識・経験、そして人間性の涵養、これらを目の前の子どもたちに生かしていくことができる職場を目指す事が大切です。

市教育委員会では、これらの課題を解決するために、「教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境」を実現し、「学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実」の実現に向けた対策を県教育委員会とともに講じていきたいと考えます。

そこで、市教育委員会では、国及び県の動向等を踏まえ、「学校における働き方改革推進プラン」を策定することとしました。

2 働き方改革に関する国及び県の動向

平成29年12月に中央教育審議会より「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下「中教審答申（中間まとめ）」という。）が出され、その後すぐに文部科学省から「学校における働き方改革に関する緊急対策」が出されるなど、国における働き方改革は急速に進められています。

平成30年2月には文部科学省から「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（以下「文科省通知」という。）が通知されました。

平成31年1月には文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「勤務時間ガイドライン」という。）において、「勤務時間の考え方」「勤務時間の上限の目安時間」等について示されました。

<参考>

【勤務時間の考え方 抜粋 <勤務時間ガイドライン>】

- 教師等が校内に在籍している在籍時間を対象とすることを基本とする
- 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く
- 校外での勤務については、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する
- 各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについては合算する

【勤務時間の上限の目安時間 抜粋 <勤務時間ガイドライン>】

- 1か月の在籍時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること
- 1年間の在籍時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること

※ 「在籍時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間」については、以下「時間外業務時間」と表記します。

平成31年3月には宮崎県教育委員会から「学校における働き方改革推進プラン」（以下「県教委プラン」という。）が通知されました。

市教育委員会においては、以上のような「中教審答申」、「文科省通知」、「県教委プラン」等の趣旨を踏まえながら、本プランを策定することとします。

3 これまでの取組状況

これまで市教育委員会では、教育の質の向上を図っていくために、教職員が児童生徒に向き合い、本来の教育活動に専念し、「やりがい」や「充実感」を感じながら、その能力を発揮できる「働きやすい環境づくり」を進めていくことが重要であるとの考えのもと、以下のような取組を行ってきました。

- ① 学校運営協議会の設置及びコミュニティ・スクールの推進
- ② 支援員等のスタッフの配置
- ③ 学校閉庁推進期間及び学校閉庁日の設定
- ④ 「都城市 部活動の在り方に関する方針」の策定及び周知徹底

平成25年度から全小・中学校に「学校運営協議会」を設置し、コミュニティ・スクールとして地域とともにある学校づくりを進めてきました。これは積極的な支援体制を各校に確立することにより、学校・家庭・地域社会が一体となって学校づくりに取り組み、地域に開かれ、地域に支えられる学校（地域の中の学校）づくりに資するとともに、都城市が抱える様々な課題を地域と深く関わりながら解決することを目指して取り組んできたものです。

コミュニティ・スクールの推進は子どもが育つよりよい環境をつくり出すだけでなく、学校や教職員が本来担うべき業務と地域が担うべき業務の精選を図ることができるという効果も徐々に表れてきております。

また、教職員の業務負担を減らし、質の高い教育活動に専念できるための支援員等の人的な配置として、以下のような取組を行ってきました。

- 【小学校】算数少人数指導非常勤講師配置、図書館サポーター増員
- 【中学校】業務支援員配置、武道指導者派遣
- 【小・中共通】特別支援教育支援員増員、ALT 増員

更に、教職員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、学校教育の質の維持向上を図ることを目的として、「学校閉庁推進期間」及び「学校閉庁日」の設定を推進してきました。

【学校閉庁推進期間】
毎年8月10日～8月16日の7日間

【学校閉庁日】
上記の推進期間において、各学校で「学校閉庁日」を設定することができます。
設定期間については、全て閉庁日とすることも可としております。

4 学校における働き方の現状と課題

令和2年1月に実施した「教職員の勤務実態調査」における結果を基に、本市の学校における働き方の現状と課題を以下のように分析しました。

(1) 教職員の勤務実態調査の概要

- ① 調査期間
令和2年1月1日（水）から1月31日（金）までの1か月間
- ② 調査対象 ※全小・中学校
小学校35校
中学校19校（※小中学校2校含む）

(2) 勤務時間の実態について

【月当たりの平均時間外業務時間】

	小学校	中学校
校長	28時間40分	27時間29分
教頭	70時間23分	71時間39分
教諭等	28時間40分	49時間52分
事務職員	12時間31分	14時間31分

※ 教諭等（主幹教諭・指導教諭・養護教諭・栄養教諭・栄養職員・常勤講師・養護助教諭を含む）

月当たりの平均時間外業務時間においては、中学校の教頭が71時間39分で最も多く、次いで小学校の教頭が70時間23分という結果になっています。

また、教諭等においては、中学校が49時間52分、小学校が28時間40分となっています。

【月当たりの平均時間外業務時間80時間相当】

	小学校	中学校
校長	0.0%	0.0%
教頭	25.7%	55.0%
教諭等	0.5%	16.8%
事務職員	0.0%	0.0%

月当たりの時間外業務時間80時間は、厚生労働省が定めるおおむね「過労死ライン」と考えられる時間です。そのラインを超えて勤務している教頭は、中学校で55.0%と全体の半数を超えており、小学校でも25.7%と4分の1を超えています。

また、教諭等においても、中学校で16.8%となっています。

このような実態から、教職員の長時間業務は看過できない状況にあり、その対策は喫緊の課題となっています。その中でも、教頭への対策は早急に行う必要があると言えます。

なお、長時間業務への対策は、全ての職種を対象として、学校全体が組織として取り組んでいく必要があると考えます。

(3) 時間外業務の実態について

調査期間内に教職員が時間外に行った主な業務内容は以下のとおりです。

【時間外に行った主な業務内容】 <校長>			
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○学校経営事務 ○朝の業務 ○保護者・PTA対応 ○指導・助言 ○校外での会議等 	中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○学校経営事務 ○校外での会議等 ○朝の業務 ○保護者・PTA対応 ○指導・助言
<p>(参考) 県教委プランより抜粋 (平成30年10月実施抽出調査結果) <校長></p>			
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ①学校経営事務 (38.4分) ②事務(その他) (9.0分) ③生徒指導 (7.0分) ④地域対応 (6.4分) ⑤校外での会議等 (6.2分) 	中学校	<ul style="list-style-type: none"> ①学校経営事務 (33.6分) ②生徒指導 (10.8分) ③個別の打合せ (8.0分) ④校外での会議等 (5.4分) ④会議 (5.4分)

【時間外に行った主な業務内容】 <教頭>

小学校	○保護者・P T A対応 ○学校経営事務 ○事務（調査・照会等） ○朝の業務 ○指導・助言	中学校	○保護者・P T A対応 ○学校経営事務 ○朝の業務 ○事務（調査・照会等） ○サービス・労務管理
-----	---	-----	---

（参考）県教委プランより抜粋（平成30年10月実施抽出調査結果） <教頭>

小学校	①学校経営事務（70.8分） ②事務（その他）（34.6分） ③保護者・P T A対応 （21.2分） ④事務（調査・照会等） （16.4分） ⑤生徒指導（9.6分）	中学校	①学校経営事務（58.4分） ②事務（その他）（42.2分） ③保護者・P T A対応 （34.6分） ④防犯・防災・衛生 （17.6分） ⑤指導・助言（11.2分）
-----	---	-----	---

【時間外に行った主な業務内容】 <教諭等>

小学校	○授業準備 ○学年・学級経営 ○分掌部業務 ○学校行事準備 ○保護者・P T A対応	中学校	○部活動 ○学年・学級経営 ○授業準備 ○分掌部業務 ○生徒指導
-----	--	-----	--

（参考）県教委プランより抜粋（平成30年10月実施抽出調査結果） <教諭等>

小学校	①授業準備（37.6分） ②学年・学級経営 （13.0分） ③朝の業務（11.6分） ④分掌部業務（8.8分） ⑤保護者・P T A対応 （2.6分）	中学校	①部活動（67.8分） ②授業準備（57.4分） ③朝の業務（13.6分） ④学校行事準備（13.2分） ⑤学年・学級経営（8.8分）
-----	---	-----	---

【時間外に行った主な業務内容】 <事務職員>

小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○事務（その他） ○予算編成・執行 ○事務（調査・照会等） ○事務（学納金関係） ○サービス・労務管理 	中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○事務（その他） ○予算編成・執行 ○サービス・労務管理 ○事務（調査・照会等） ○事務（学納金関係）
-----	---	-----	---

（参考）県教委プランより抜粋（平成30年10月実施抽出調査結果） <事務職員>

小学校	<ul style="list-style-type: none"> ①事務（その他）（23.8分） ②事務（調査・照会等） （7.0分） ③予算編成・執行（4.8分） ④経理事務（3.4分） ⑤事務（学納金関係） （2.8分） 	中学校	<ul style="list-style-type: none"> ①事務（その他）（22.4分） ②事務（調査・照会等） （6.8分） ③経理事務（6.4分） ④予算編成・執行（3.2分） ⑤サービス・労務管理（2.0分）
-----	---	-----	--

長時間の時間外業務を行っている教頭については、小学校、中学校ともに「保護者・PTA対応」や「学校経営事務」が主な業務内容のようです。

教諭等については、小学校、中学校ともに共通して「授業準備」や「学年・学級経営」が主な業務内容のようです。そのような中でも、小学校においては、「学校行事準備」や「保護者・PTA対応」を行うことが多く、中学校においては、「部活動」や「生徒指導」を行うことが多いようです。

このような状況から、学校における働き方については、校種ごとに改革するものが異なってくると考えます。

第2章 基本的な考え方

1 学校における働き方改革の目的

本プランにおいては、

教職員一人一人が自分の働き方を見直すとともに、*ライフ・ワーク・バランスのとれた生活を実現し、健康で誇りとやりがいをもって能力を発揮できる環境を整備

することで、

教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を実現

していきます。また、そのことをとおして、

学校における教育の質の向上と児童生徒への教育の更なる充実

を目指します。

- * 本市においては、全ての教職員の「ライフ（生活を通じて得た経験・知識等）の充実」と「ワーク（授業を中心とした質の高い教育活動に専念）の充実」の両立・調和を目指しながら、そのために必要な働き方や仕事の進め方の改革を推進していくために、「ライフ・ワーク・バランス」と呼びます。

2 基本方針

本プランにおいては、「第1章 4 学校における働き方の現状と課題」で示した課題解決のため、県教委プランにおける「県内一斉の取組」、「市教育委員会の取組」及び「学校の工夫による独自の取組」の3つの柱を中心として取組を進めていきます。

3 プランの位置付け

本プランは、市教育委員会が実施する「学校における働き方改革」の目的、達成目標及び取組等をもとに、市教育委員会において「学校における働き方改革」に向けて取り組む内容を示すものとします。

4 プランの達成目標

「勤務時間ガイドライン」において、「勤務時間の上限の目安時間」が示されました。

【 勤務時間の上限の目安時間 】

教職員の月当たりの時間外業務時間 4 5 時間を超えないようにすること
教職員の年間合計時間外業務時間 3 6 0 時間を超えないようにすること

本プランにおいては、「勤務時間ガイドライン」の趣旨を踏まえ、以下の「達成目標」を設定します。

【 達 成 目 標 】

教職員の月当たり時間外業務時間 4 5 時間未満
教職員の年間合計時間外業務時間 3 6 0 時間未満

特に、厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」による、いわゆる「過労死ライン」（月当たりの時間外業務時間 8 0 時間）相当の長時間業務の解消については、早急に図る必要があります。

※ 厚生労働省によれば、月当たりの時間外労働がおおむね 4 5 時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が徐々に強まるとされており、発症前 1 か月間に 1 0 0 時間又は 2 か月から 6 か月平均で月 8 0 時間を超えた場合は、業務と発症との関連性が強いとされている。

そこで、「当面の達成目標」として、以下のように設定し、学校における働き方改革を推進していくこととします。

【 当 面 の 達 成 目 標 】

教職員の月当たりの時間外業務時間 8 0 時間以上ゼロ

また、学校における働き方改革は、教職員の「生き方改革」でもあり、教職員の時間外業務時間の削減のみならず、教職員のライフ・ワーク・バランスを実現することが重要です。そのため、一人一人の教職員に働き方に関する意識改革も促していきたいと考えます。そこで、意識の変容について継続的な県の調査により市としても状況の把握を行い、必要に応じて指導助言を行います。

【 調査項目 抜粋 <県教委プラン>】

- 時間管理や健康管理を意識した仕事を行うことが出来ていますか。
- 誇りとやりがいを持って仕事を行うことが出来ていますか。
- ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることが出来ていますか。

5 プランの計画期間

本プランの計画期間は、令和2年度から令和4年度までの間とします。

「当面の達成目標」については、2年以内という見通しをもちながら、できるだけ早急に達成できるよう、本プランによる取組を進めていきます。

また、「達成目標」が達成できるよう、随時、取組の見直しを行いながら、更なる実効性のある取組を推進していきます。

第3章 学校における働き方改革推進のための具体的な取組

＜県内一斉の取組＞ ※「県教委プラン」から本市に関係するもののみ掲載しています。

県教育委員会・市教育委員会及び学校が、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、以下の取組を進めていきます。

1 リフレッシュデイ（定時退校日）の設定

学校ごとに、週1回以上のリフレッシュデイ（定時退校日）を設定します。
計画的に業務を進め、当日は、教職員が勤務時間終了時に退校できるようにします。

※ 全教職員が週1回以上、定時に退校できる環境を整えることを原則とし、学校の状況に応じて、一斉の設定や個別の設定など柔軟に対応することとします。

2 リフレッシュウィーク・学校閉庁日の設定

夏季休業中の1週間程度（8月10日から16日まで）を県内一斉のリフレッシュウィーク（本市では学校閉庁推進期間）とし、教職員の連続休暇の取得を促します。本市も同様です。

また、原則としてリフレッシュウィーク期間中に、連続する3日間以上の学校閉庁日を設けるよう努めます。

本市においては、各学校の状況に応じて学校閉庁日を設けるようにしています。

※ 学校閉庁日には、講習や部活動、更に、学校施設開放、電話対応などの対外業務を行わないことを原則とします。

3 部活動の活動時間及び休養日の設定

- 週当たり2日以上 of 休養日を設けます。（平日1日以上、週末1日以上）
- 第3日曜日の「家庭の日」は原則として部活動を実施しません。
- 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、休業日3時間程度とします。
- 夏休みなどの長期休業中には、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けます。

本市においては、「夏休みなどの長期休業中」との限定はしておりません。

4 教頭の長時間業務解消への取組

- 学校内施設（校舎等）の鍵の開閉は、教頭のみが行うこととせず、全教職員等で協力して行います。
- 児童生徒の登校時間については、学校と市教育委員会が連携し、保護者や地域の理解・協力を得て、学校が適切な登校時間を設定し、学校が設定した時間の登校の促進に努めます。

5 家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組

- 「登下校時の通学路における安全確保のための対応」については、学校と市教育委員会が連携し、関係機関・地域との連携を一層強化します。
- 「放課後から夜間などにおける見回り」については、学校と市教育委員会が連携し、警察や地域ボランティア等の協力を得て実施します。

また、「児童生徒が補導されたときの対応」については、第一義的には家庭（保護者）が担いつつ、学校と連携を図りながら対応するよう理解や協力を求めています。
- 「学校徴収金の徴収・管理」については、銀行振込み・口座引落としによる徴収を基本とし、徴収・管理は教員以外の者が担当します。
- 「地域ボランティアとの連絡調整」を行う方々（地域学校協働活動推進員等）との連絡調整を行う学校側の窓口については、地域連携担当（主幹教諭や事務職員等）を位置付ける等、学校のニーズや課題に対する協力が得られるような体制づくりを進めます。

本市においては、学校運営協議会を活用し、学校・家庭・地域社会が一体となって学校づくりに取り組み、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを行うことで、様々な課題を地域と深く関わりながら解決することを目指します。

＜市教育委員会の取組＞

県内一斉の取組と同様に、県教育委員会・市教育委員会及び学校が、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、以下の取組を進めていきます。

1 コミュニティ・スクールの推進

コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会での熟議

学校運営に地域や保護者の声を積極的に生かし、学校・家庭・地域が一体となって特色ある学校づくりに取り組み、学校が抱える様々な課題（ここでは特に、教職員の働き方改革を推進するための課題）を地域とともに協力し合いながら解決する取組を推進します。

教職員が子どもと向き合う時間をこれまで以上に確保するためには、学校運営協議会において、学校運営協議会委員がみな当事者意識を高め、教職員の勤務実態などの課題を共有するとともに、学校が果たすべきものと地域や家庭が果たすべきものなどの役割分担について、「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話、つまり「熟議」を行うことが必要となります。

そのためには、それぞれの学校が、守るべきものは守り、改めるべきものは改める「勇気」と「知恵」をもたなければなりません。

【具体的な計画】

＜令和元・2年度＞

- 各学校における学校運営協議会の充実
 - ・ 年間5回以上実施している協議会が充実したものとなるように、市外から転入した管理職等を対象とした説明会を年度当初に行うことと併せて、1学期に学校運営協議会委員を対象にした研修会を行います。
 - ・ 地域ぐるみで小中一貫した教育を推進するために、各学校で協議会を行うだけではなく、小中合同や中学校区内における合同協議会を行います。（令和元年度においては、2つの中学校区が小中合同で学校運営協議会を設置しています。）
- 各学校の学校・家庭・地域の適切な役割分担による負担軽減
 - ・ 学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めるために、熟議をとおして互いの立場や果たすべき役割を理解し合い、学校・家庭・地域の「適切な役割分担」による負担軽減を図るようにします。
- 学校運営協議会委員研修会の充実
 - ・ 先進地の情報共有、他地区の情報共有及び実践的な対応策に向けた協議を行います。

＜令和3・4年度＞

- 中学校区での合同学校運営協議会開催回数の増加

2 支援員等のスタッフの配置

業務支援員の配置及び拡充

多様化する教職員の業務を支援し、教職員が子どもと向き合う時間を確保しながら学校が抱える様々な課題を解決するために、各種スタッフを配置するとともに必要に応じて増員を行います。

【具体的な計画】

＜平成30年度までに＞

- 特別支援教育支援員の配置及び増員
- 小学校3、4年生の算数の授業を少人数で実施できるよう非常勤講師を配置
- 中学校5校に業務支援員を配置
- 小学校図書館サポーターの配置及び増員
- 外国語指導助手（ALT）の配置及び増員
- 中学校に武道指導者を派遣

＜令和元・2年度＞

- 日本語指導が必要な児童生徒への通訳者派遣について検討・配置
- スクールソーシャルワーカーの配置に向けた検討・配置
- 小学校図書館サポーターの増員
- 外国語指導助手（ALT）の増員 など、
これまでの効果を検証するとともに、更なる拡充に向けた研究を継続します。

※ 令和3・4年度については、上記で研究したものや新たに配置するものについて研究を継続します。

3 統合型校務支援システム等のICTの活用

小・中学校における活用促進

学校における業務の効率化を図るため、宮崎県内統一の「統合型校務支援システム」導入に向けて、県教育委員会と市教育委員会が連携して研究を行います。

「統合型校務支援システム」においては、小学校入学時に入力した基本データが、中学を卒業するまでの名簿作成や通知表記入といった関連事務に自動的に反映できるようにするとともに、指導要録や出席簿を電子化するなどして教職員の校務の効率化を図ります。

【具体的な計画】

＜令和元年度までに＞

- 事前研究事業
県との検討・調整（協議会）

＜令和2年度＞

- 導入事業
システム導入に向けた校内LAN環境整備を実施

＜令和3年度以降＞

- システムが構築されれば、運用を開始する予定

4 事務職員の学校経営への参画

(1) 事務職員が校務運営に参加できる環境づくり

事務職員が校長及び教頭を補佐し、管理職が自主的・自律的な学校運営を推進するために必要な取組を行うことができる環境づくりを行います。

【具体的な計画】

＜令和元・2年度＞

- 事務職員に期待されている役割について、校長をはじめとした教職員への理解促進

※ 令和3年度以降についても、学校における働き方改革を推進する視点から事務職員が校務運営等に参画できる取組について共有します。

(2) 共同学校事務室の設置促進

事務の共同実施によって、事務の効率化や学校の業務改善の取組を推進するために、共同学校事務室の促進を図ります。

【具体的な計画】

＜令和元・2年度＞

- 共同学校事務室の設置
- 共同学校事務室の取組事例の共有

※ 令和3年度以降についても、共同学校事務室の取組事例について共有し地区内の取組を推進します。

5 市教育委員会の行事等の精選

学校における働き方改革を推進するために、スクラップ&ビルドで行事等の精選を行います。校長会主催の行事等についても、校長会と市教育委員会が協議しながら精選を行います。

【具体的な計画】

<令和元年度>

- 地区別人権教育研修会を各学校の課題やニーズに応じて学校が主体となり実施
- 行事の多い2学期に実施していた支援訪問B（半日訪問）を、「教育長スクール・ミーティング」という形で実施
実施については、夏季休業中に90分で実施し、学校のニーズに応じた講話や学校の教育的課題について協議
- 都城学校教育ビジョンに係る「研究公開」を、令和元年度の公開を最後とし、以後は、小中一貫教育へ焦点化
- 1、2学期に実施していた教育長学校訪問の実施校を精選し、1学期のみで実施

<令和2年度>

- 授業力向上セミナーの参加を2年に1回から3年に1回に変更
会場は、可能な限り講師が所属する学校において実施
- 重点支援訪問（S訪問）を5教科に限定し、年3回訪問を年2回の訪問で実施

<令和3年度以降>

- 学校が質の高い教育を維持するために、「学校や教職員にとって大切なものは何か」という視点で行事等の精選や実施方法等について継続して検討

6 提出書類等の削減・統合等

(1) 市教育委員会への提出書類等の削減・統合

学校での事務負担の軽減のため、市教育委員会への提出書類等については削減・統合などの工夫改善を行います。

【具体的な計画】

＜令和元年度までに＞

- 支援訪問Aの報告書を簡略化
- チャレンジ問題（小学校5年、中学校2年を対象）の結果（点数を入力したもの）の提出は不要
データ入力も任意
- 年3回実施する学力向上担当者会において、学力向上担当者が持参する資料を精選

＜令和2年度＞

- 学級経営案、複数学級を有する学年の学年経営案、更に保健室経営計画（保健室経営案）を役割達成度評価シートに代えて作成可

※ 令和3年度以降についても、学校が質の高い教育を維持するために、「学校や教職員にとって大切なものは何か」という視点で提出書類等の削減や統合について継続して検討

(2) 日々の授業改善につながる校内研修（主題研）への転換による研究のスリム化

学校における校内研修においては、日々の授業改善につながる、分かりやすくシンプルな研修を推進するとともに、研究紀要等のまとめについても、簡素化されたものになるよう取組を推進します。

【具体的な計画】

＜令和元年度までに＞

- 学校支援訪問等において推進事項等を周知

7 勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築

勤務時間管理は労働法制上、校長や服務監督権者である市教育委員会に求められている責務であることから、教職員の勤務時間管理を行うシステムを構築します。

教職員にとっては、自分の勤務時間を把握することで、タイムマネジメントによる業務の効率化を図ることができるようにします。

勤務時間管理を行うシステムは、宮崎県内統一の「統合型校務支援システム」に導入される可能性があるため、その導入までの期間は、臨時的に教職員一人一人が表計算ソフトによる出退勤記録簿への入力を行います。

【具体的な計画】

＜令和元年度までに＞

- 出退勤記録簿については、簡単に入力できるものとし、試行期間を十分設けた後に、令和2年1月から全面的に実施

＜令和2年度＞

- 導入事業
システム導入に向けた校内LAN環境整備を実施

＜令和3年度以降＞

- システムが構築されれば、運用を開始する予定

なお、把握した勤務時間については、健康管理や業務改善等の支援に活用します。

8 教職員全体に対する意識改革

学校における働き方改革に関する理解を深めるとともに、教職員の働き方に対する意識改革を促すための取組を実施します。

【具体的な計画】

＜令和元・2年度＞

- 「学校における働き方改革推進プラン及び全体構想図」の作成
→ 全小・中学校への配付 → 校内研修等での活用
- 「教育長スクール・ミーティング」において、学校におけるカリキュラム・マネジメントの状況を把握し支援します。

※ 令和元年度に、県プランの目的や目標を達成するための効果的な実践を行うモデル校が本市に1校指定されております。また、教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保するために、県教育委員会から事務負担を軽減するスクール・サポート・スタッフが配置されている学校もあります。令和2年度には、それらの学校の成果や効果的な取組等についての紹介を行います。

<学校の工夫による独自の取組>

1 管理職の取組の推進

管理職は、学校経営ビジョン等に教職員の働き方を改善する項目を明記するとともに、具体的な業務の見直しや簡素化・工夫及び校内での分担の見直しなどを行い、教職員が限られた時間を授業準備により多く充てられるよう、具体的な取組を進めます。

また、学校・地域・家庭が相互理解や信頼関係を深めるために、学校運営協議会における熟議をとおして、学校・地域・家庭で情報及び課題・目標・ビジョンの共有を確実にすることが重要です。その後、課題解決のために共有された目的・目標に向かって学校・地域・家庭が協働しながら取り組むことができるようにする必要があります。

【見直し・簡素化・工夫及び具体的な取組の例】

- 働き方改革につながる校時程の工夫
- 学校行事の簡素化
(過度に完成度を追求しない。「時間対効果」を考慮する。)
- 小学校における一部教科担任制の導入
- 学校評価の簡素化(簡潔な重点課題の提示など)
- 休日の地域行事の参加の取りまとめや引率の在り方

- 学校支援ボランティア(仮称)の募集
(例:見守り隊、花壇整備、家庭科の授業サポート、授業準備や採点業務の補助、学習プリント等の印刷 など)
- 学力向上・進路実現に向けた外部機関との連携
(例:総合的な学習の時間における講師、地域の企業による面接指導 など)

2 学校全体の取組の推進

学校全体の取組として、管理職のリーダーシップの下、具体的な取組を進めます。

【具体的な取組の例】

- 学校支援ボランティアを活用した学習支援（補充学習や採点業務の補助など）
- 学校組織体制の改善
 - ・ 今までの校務分掌等の見直し
 - ・ 学校の重点課題を基にした組織編成
- 行事、会議等の精選
 - ・ 「本当に必要なのか」の視点での再検討
 - ・ スクラップ&ビルドで、増やさない工夫
- 同僚間のサポート体制の構築
 - ・ 一人で抱え込まずにワークシェア
 - ・ 朝礼等で協力依頼するなどの協力体制のルールづくり
- 時間管理の推進
 - ・ タイムマネジメントによる業務の効率化と休憩時間の確保
 - ・ 日々の仕事のゴールの設定
- 学校の開錠時刻及び登校時刻の設定
 - ・ 市全体としては、学校の開錠時刻の目安を7時30分とします。各学校の状況に応じて、登校時刻等を適切に設定し、保護者等にも周知
- 紙媒体の文書ファイリング及びデータファイリングの保存の工夫
 - ・ 必要な書類等が取り出しやすく、探しやすいようにファイリングは時系列が分かるよう保存
(例：ファイル名を月ごとで作成することで、どの時期に何を実施し、そのためにいつからどのような準備をすればよいか、更に、次にどのような準備をすればよいか、担当者が年間を見通して企画・立案等ができるように工夫する。)
- 「学校における働き方改革」に関する研修会を実施

3 教職員一人一人の取組の推進

教職員一人一人の取組として、「自分の働き方」を見直すために、具体的な取組を進めます。

【具体的な取組の例】

- 仕事にメリハリを付ける
 - ・ 優先順位を決めて職務遂行
 - ・ スケジュール管理に心がけ、年間、学期等で計画的な職務遂行
- 無駄を省く
 - ・ 身の回りの整理整頓、文書の縮減、書類やファイルの整理
 - ・ 教材やデータの共有化
- 会議は中身で勝負する
 - ・ 説明は最小限に、中心は質疑と協議
 - ・ 資料は原則ワンペーパー、事前配付
- 計画的に休暇を取得する
 - ・ 年間を見通し、計画的な休暇取得（校内サポート体制の準備）
 - ・ 質の高い教育活動のための心身のリフレッシュ

第4章 プラン推進にあたって

1 プラン推進の役割

(1) 県教育委員会の役割

県教育委員会は、県教委プランにより、県立学校における働き方改革に向けた取組を実施するとともに、県民に対する理解を求めるための取組を行います。

また、市町村立学校の教職員についても、市町村教育委員会に対して「学校における働き方改革」の推進を働きかけ、必要な支援を行います。

(2) 市教育委員会の役割

市教育委員会は、本プランを踏まえ、学校における働き方改革に向けた方針・計画等を作成するとともに、市内の「学校における働き方改革」に取り組みます。

また、県教育委員会や学校と連携し、家庭・地域・関係団体等に対する理解を求めるための取組を行います。

(3) 学校の役割

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本プランの趣旨を理解し、自らの働き方を見直すとともに、これを踏まえて、各校種に応じた具体的な取組を実施します。

特に校長をはじめとした管理職は、リーダーシップを発揮し、所属職員に対してプランの趣旨等を理解させるとともに、県教育委員会や市教育委員会と連携し、家庭・地域への理解を求めながら、「学校における働き方改革」に取り組みます。

(4) 家庭・地域の役割

学校教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むものであることを理解するとともに、学校が抱えている課題を解決するために協力し、協働で取組を進めます。

2 進行管理について

本プランの進行管理については、都城市教育委員会学校教育課が行うこととします。

	実施内容
令和2年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">4月 「学校における働き方改革推進プラン」の取組開始</div> <p>10月 (県教委) 「教職員勤務実態調査」実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">11月～3月 ※「学校における働き方改革推進委員会」を実施 「教職員勤務実態調査」の分析、取組状況の把握、 次年度の取組内容の確認</div>
令和3年度	<p>10月 (県教委) 「教職員勤務実態調査」実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">11月～3月 ※「学校における働き方改革推進委員会」を実施 「教職員勤務実態調査」の分析、取組状況の把握、 「学校における働き方改革推進プラン」の見直し</div>
令和4年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">4月 「学校における働き方改革推進プラン」見直し後の取組</div> <p>10月 (県教委) 「教職員勤務実態調査」実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">3月 ※「学校における働き方改革推進委員会」を実施 「学校における働き方改革推進プラン」取組の総括</div>

【参考①】

都城市
部活動の在り方に関する方針

都城市教育委員会
平成31年2月

目 次

本方針策定の趣旨等

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

(2) 指導・運営に係る体制の構築

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

3 適切な休養日等の設定

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

(2) 地域との連携等

5 学校単位で参加する大会等の見直し

本方針策定の趣旨等

- 都城市部活動の在り方に関する方針（以下、「市の方針」という。）は、都城市立中学校の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
 - ・ 文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
 - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 中学校は、市の方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。市教育委員会においては、中学校が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 市教育委員会は、市の方針に基づく部活動の状況把握のために、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ウ 校長は、活動方針及び活動計画等について、教職員評価制度のフィードバックや学校評価、学校運営協議会等において、年度末に評価を実施する。
- エ 中学校は、上記アに関し、部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、市教育委員会は、

必要に応じて中学校の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。

イ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 市教育委員会は、中学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、中学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

オ 市教育委員会は、部顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場

所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。文化部顧問もこれに準ずる。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部顧問においては、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部顧問は、中央競技団体等が作成する「運動部（文化部）活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア～ウに基づく指導を行う。

オ 部顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

① 学期中の休養日の設定

週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。週末及び家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

② 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。なお、学校閉庁日は原則として休養日とする。

③ 1日の活動時間

長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ・ 運動部活動においては、県の競技力に関する指定部においても、原則、3ア①～③の基準に沿った活動とするよう努めることとする。ただし、「指定校(部)」の趣旨を踏まえて、運用の工夫ができるものとする。その際、計画的に休養日及び活動時間を設定すること。

イ 市教育委員会は、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、3ア①～③の基準を踏まえるとともに、市の方針の基準に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

オ 運動部活動だけではなく、文化部活動においても、活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、万全の安全対策を講じること。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。

イ 校長は、技能等の向上や入賞を目指す活動だけでなく、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置について検討する。

ウ 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれないよう、関係団体と連携し、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組の工夫改善に努める。

(2) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、生徒の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な活動のための環境整備を進める。

イ 市教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部顧問等に対する研修等、指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が活動に親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県中学校体育連盟及び市教育委員会は、学校の運動部・文化部が参加する各種大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の運動部・文化部が参加する大会・コンクール数の上限の目安等について検討する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。